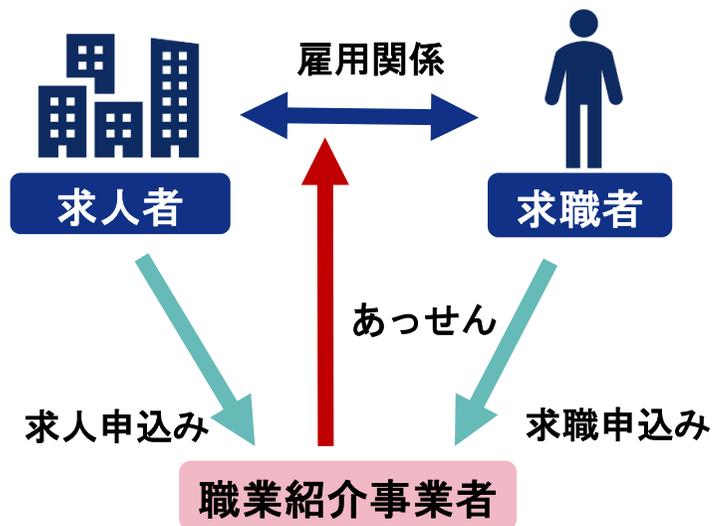


# 雇用仲介事業について

# 職業紹介事業の概要

## 職業安定法第4条第1項

この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすることをいう。



### ○許可制

- ・ 有料・無料職業紹介ともに**許可制**

(※) 学校、農協、商工会議所等は届出制、地方公共団体は通知制

### ○許可要件

- ・ 事業を健全に遂行するに足る**財産的基礎**を有すること。
- ・ 個人情報**の適正な管理のために必要な措置が講じられていること**
- ・ **職業紹介責任者が適正に選任・配置されていること**

等

### ○取扱職種の範囲

- ・ 有料職業紹介：港湾運送業務、建設業務に就く職業以外の職業
- ・ 無料職業紹介：特段の制限なし

### ○手数料

- ・ 手数料の種類・額等を定めた手数料表を厚生労働大臣に届出
- ・ 一部職種を除き、求職者からの手数料徴収は禁止

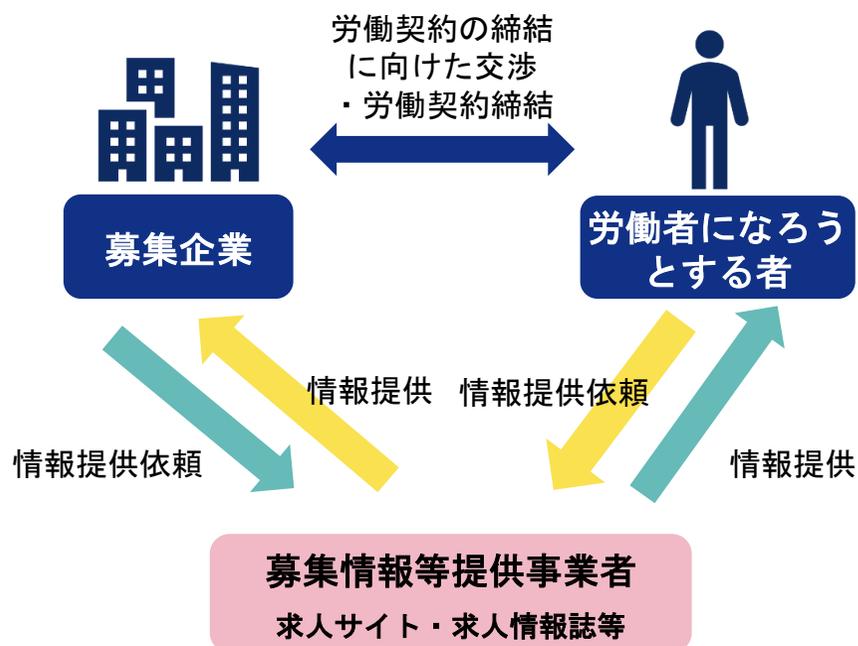
### ○法令違反の是正措置

指導・助言、改善命令、事業停止命令、許可の取消等

# 募集情報等提供事業の概要

## 職業安定法第4条第6項

この法律において「募集情報等提供」とは、労働者の募集を行う者若しくは募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。以下この項、第五条の三第一項及び第五条の四第一項において同じ。）の依頼を受け、当該募集に関する情報を労働者となろうとする者に提供すること又は労働者となろうとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者若しくは募集受託者に提供することをいう。



## ○指針の規定（指導・助言により担保）

- ・ 法令に違反する募集情報等に係る変更依頼
- ・ 募集情報の改変禁止
- ・ 相談窓口の明確化、迅速な苦情処理
- ・ 個人情報の保護
- ・ 求職者等からの報酬受領の禁止 等

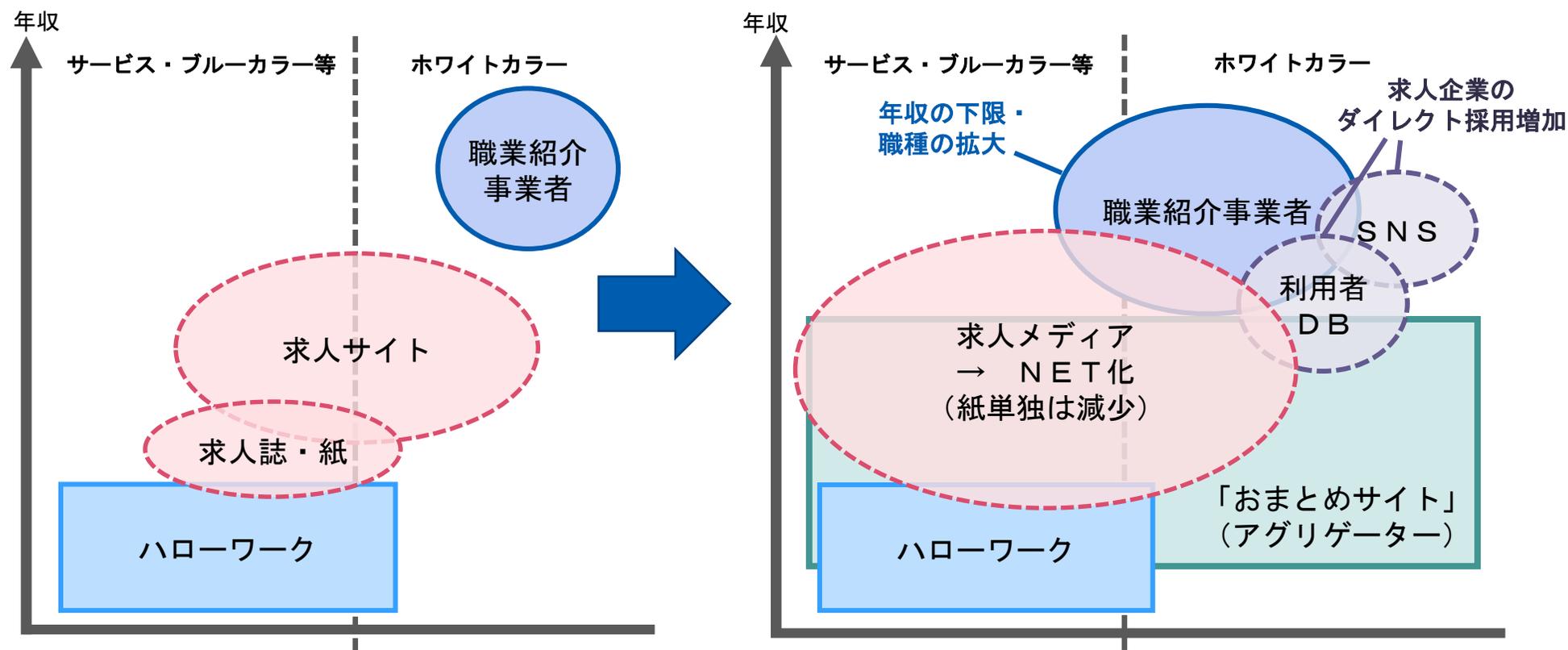
## ○職業紹介と募集情報等提供の区分

以下のような行為は職業紹介に該当（※指針に規定）

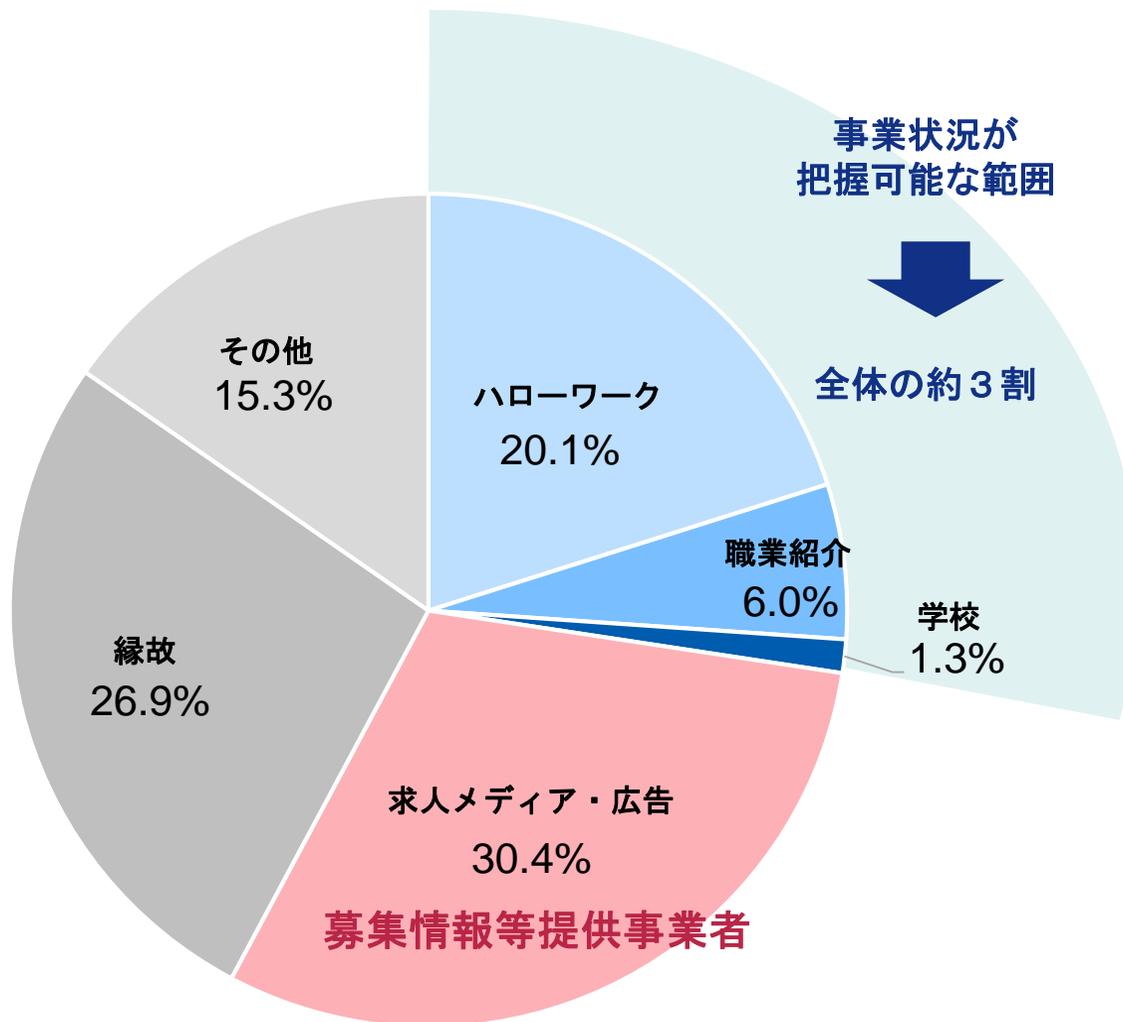
- ・ 恣意的に情報提供の対象や提供する情報を選別・加工
- ・ 自発的に募集情報等に関して連絡を行う
- ・ 労働者になろうとする者と募集企業との間の連絡について内容を加工

# 雇用仲介機能のイメージ

- 従来、ホワイトカラー系の高年収職種を民間職業紹介事業者が、サービス・ブルーカラー系を中心に比較的年収の低い職種をハローワークが扱うなどの棲み分けがされていた。
- 近年、民間職業紹介事業者の取り扱う職種と年収の下限が拡大する一方で、求人メディアが紙からインターネット化するとともに幅広い職種・年収を取り扱うようになり、ハローワーク・民間職業紹介事業者・求人メディア3者の領域が重複している。
- さらに、IT技術の進展により、アグリゲーターや利用者DB、SNSなど新しいサービスが登場している。



# 入職経路（新卒以外）



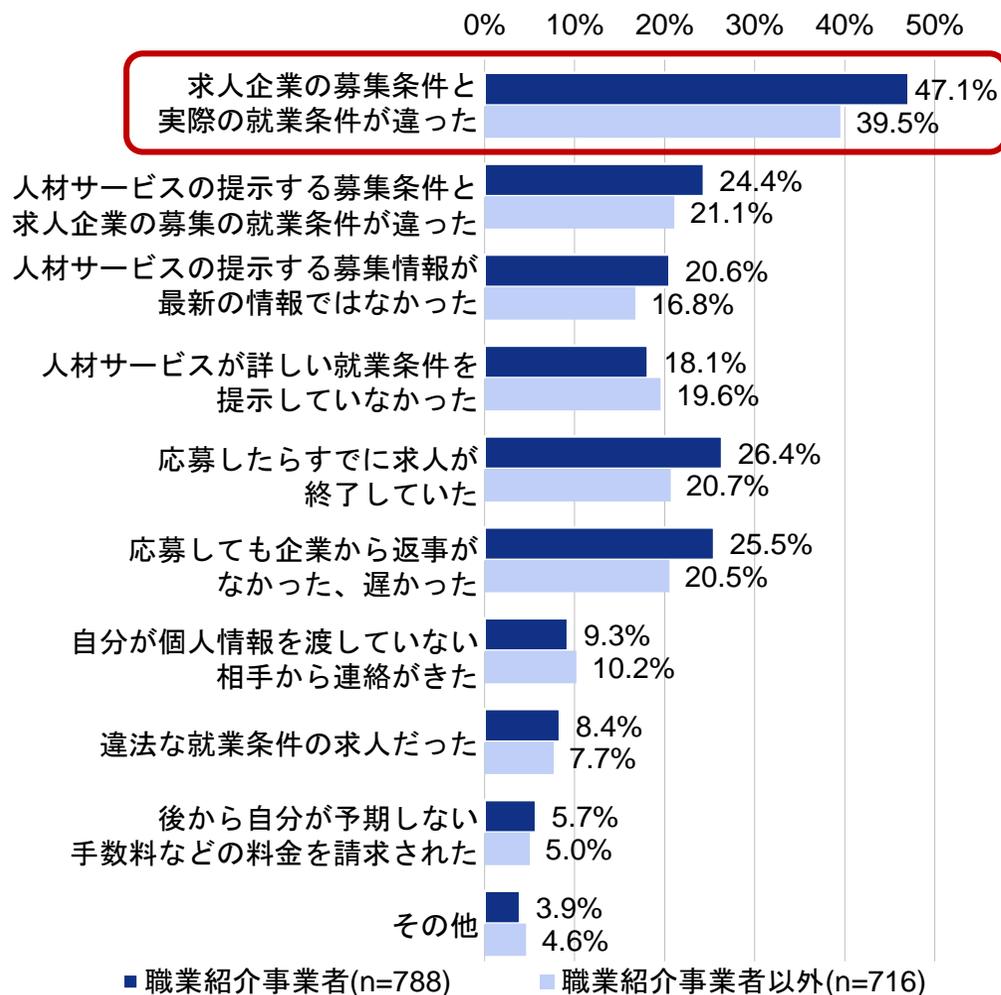
# 雇用仲介事業に関する職業安定法の規定

	義務等の内容	根拠条文等	職業紹介	労働者供給	募集情報等提供	労働者募集	求人者
総論	職業安定機関と職業紹介事業者等の協力の努力義務	第5条の2	○	○	—	—	—
	求職者等の個人情報の取扱いの義務	第5条の4	○	○	—（指針）	○	○
	労働争議への不介入	第34条等	○	○	—（指針）	○	—
	秘密を守る義務等	第51条等	○	○	—	○	○
労働条件明示関係	労働条件等の明示の義務	第5条の3	○	○	—	○	○
	労働条件等の変更明示の義務	第5条の3	—	—	—	○	○
	募集内容の的確な表示の努力義務	第42条	—	—	△	○	—
	虚偽の条件等の提示に関する罰則	第65条	○	○	—	○	○
職業紹介等関係	求人への申込みの原則全件受理の義務	第5条の5	○	—	—	—	—
	求職への申込みの原則全件受理の義務	第5条の6	○	—	—	—	—
	取扱職種等の届出、取扱職種等の明示	第32条の12等	○	—	—	—	—
	求職者の能力に適合する職業の紹介の努力義務	第5条の7	○	—	—	—	—
	許可の取得、許可証の備付け、変更の届出、名義貸しの禁止、帳簿の備付け、事業報告等	第30条等	○	○	—	—	—
	手数料（求職者からの手数料受領の禁止、上限手数料又は届出手数料）	第32条の3	○	—（通知）	—	—	—
	職業紹介責任者の選任	第32条の14	○	—	—	—	—
募集に係る規制	委託募集の許可の取得、報酬の認可の取得等	第36条	—	—	—	○	—
	報酬受領の禁止	第39条	—	—	—（指針）	○	—
	報酬の供与の禁止	第40条	—	—	—	○	—

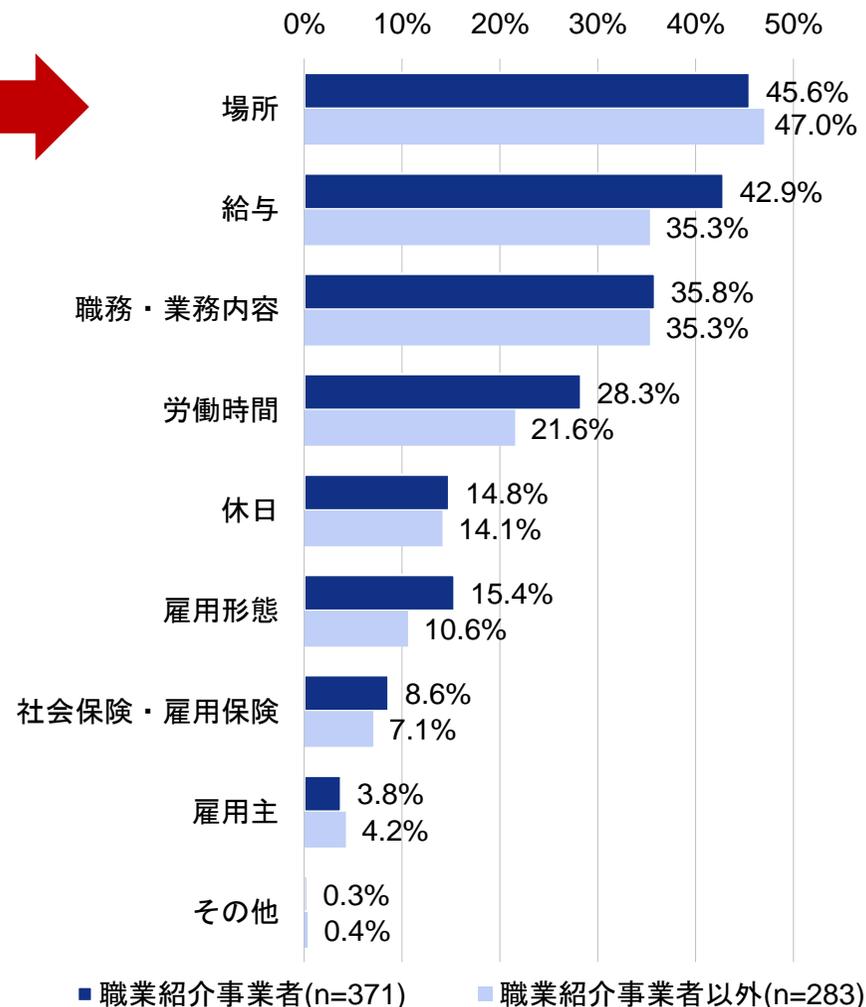
# 募集情報の的確性の確保について

## 採用における人材サービスの利用に関するアンケート調査（求職者に対する調査）

過去3年間、人材サービスを利用した際の問題や困りごと、トラブルがあったか場合、その内容（MA）



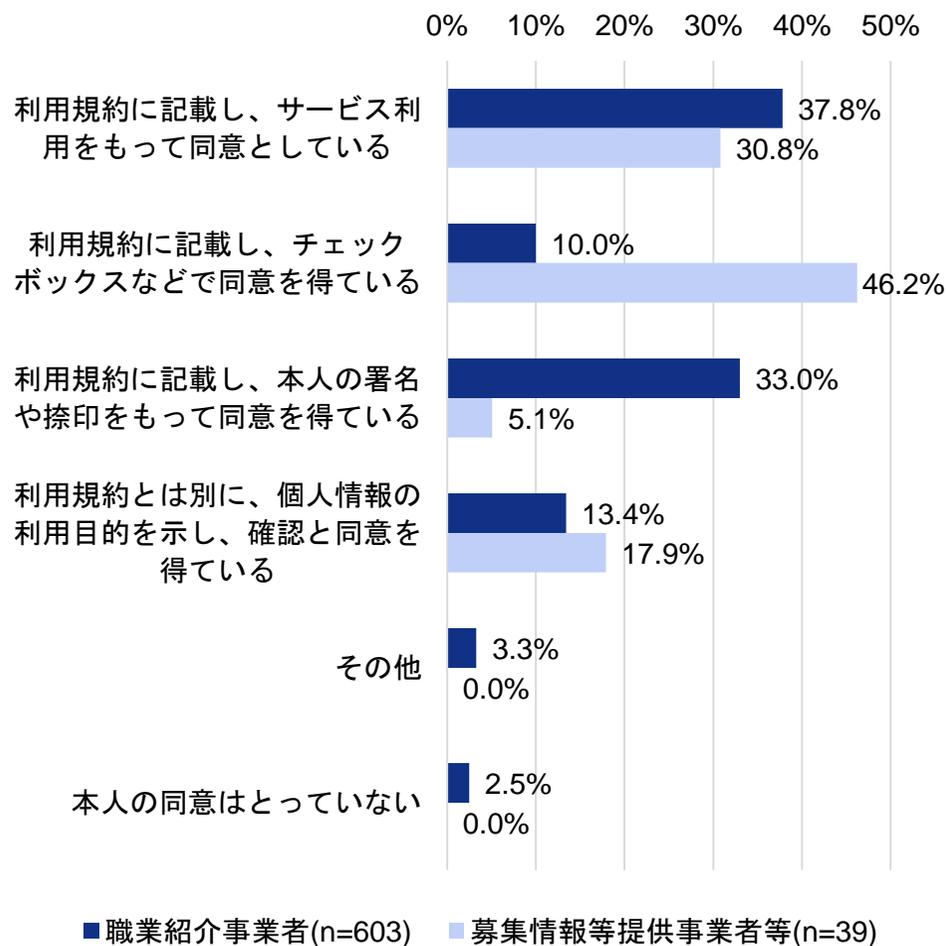
求人企業の募集条件と実際の就業条件が異なっていた場合、その内容（MA）



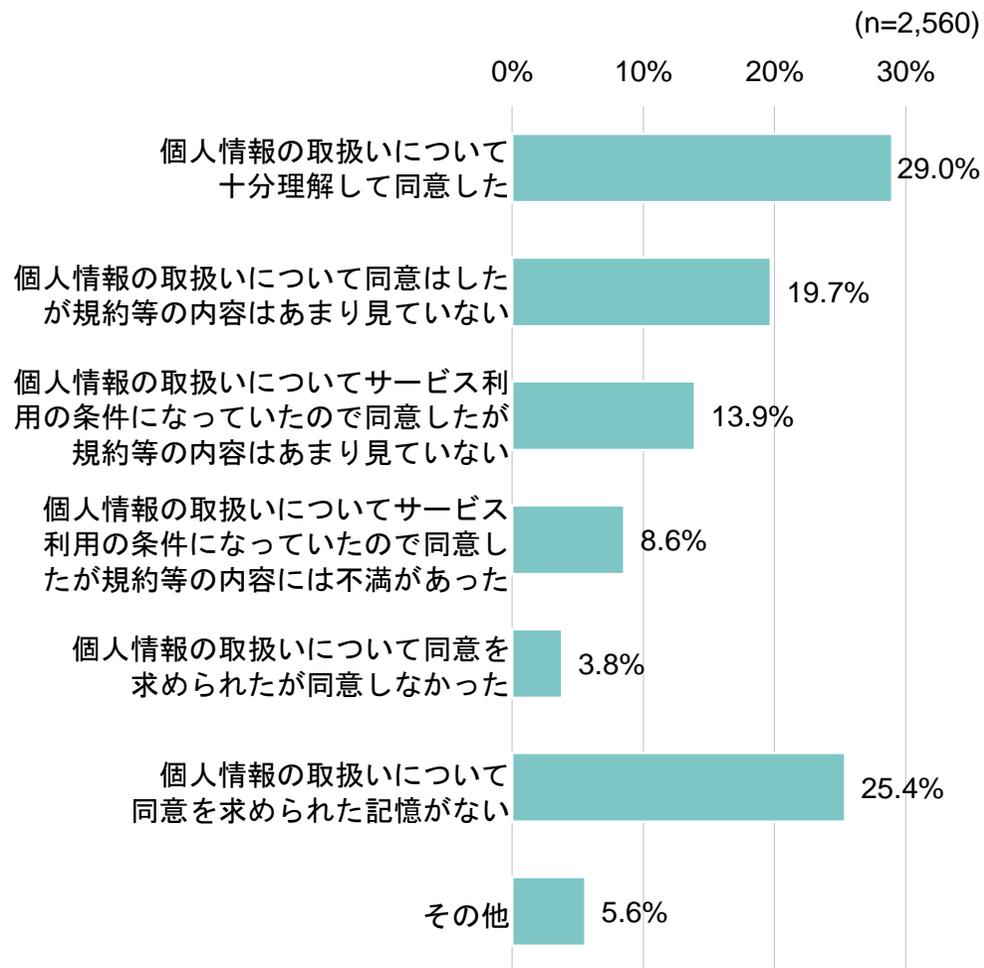
# 個人情報の保護について

## 採用における人材サービスの利用に関するアンケート調査

### 個人情報の利用の目的に係る本人の同意 (SA)



### 求職者調査：人材サービスを利用した際の個人情報の取扱い (MA)



# 募集情報等提供について①

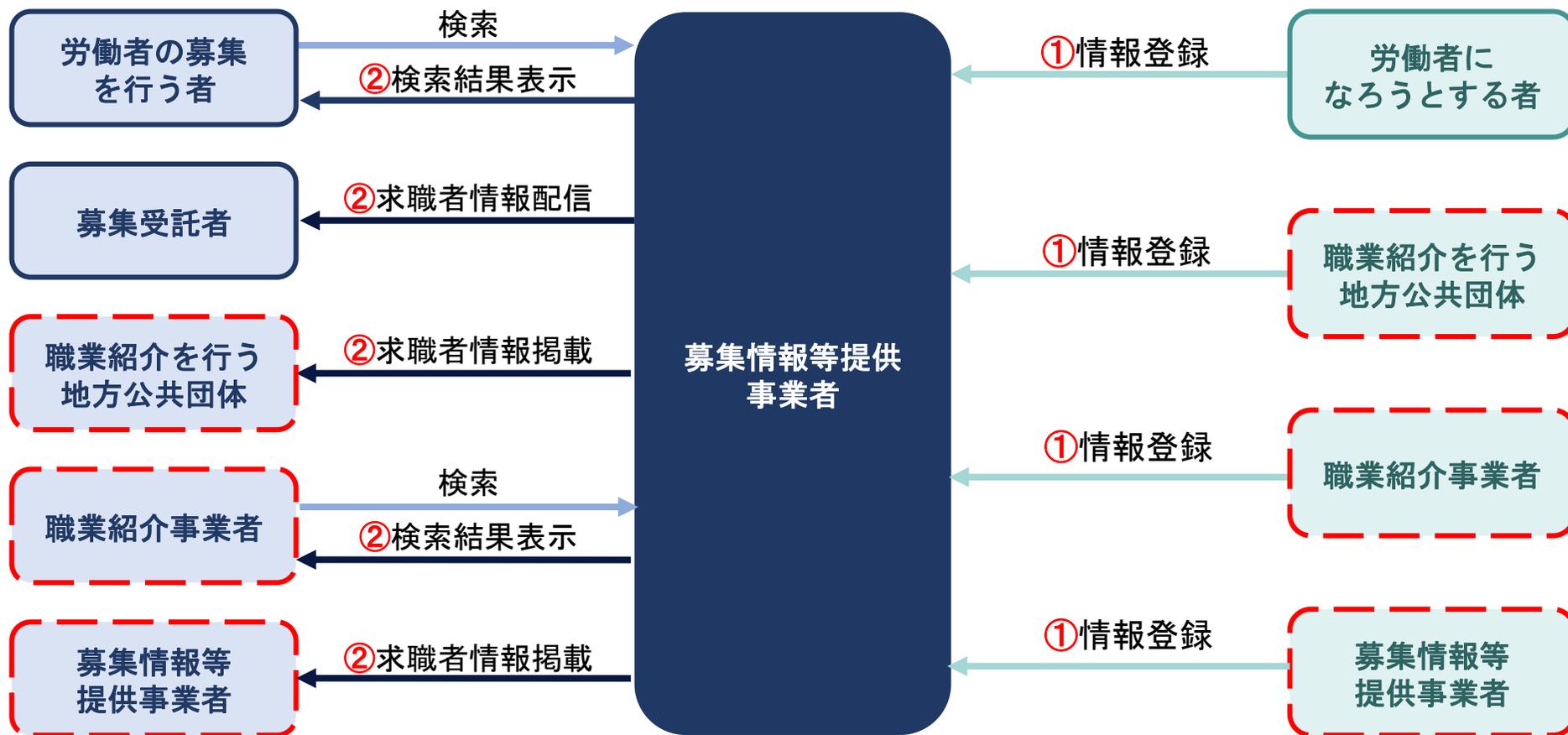
労働者の募集を行う者や募集受託者、職業紹介事業者、職業紹介事業を行う地方公共団体、募集情報等提供事業を行う者からの依頼を受けて、労働者の募集に関する情報を提供する場合



(※) 赤色波線部分は現行の募集情報等提供に該当しないもの。

## 募集情報等提供について②

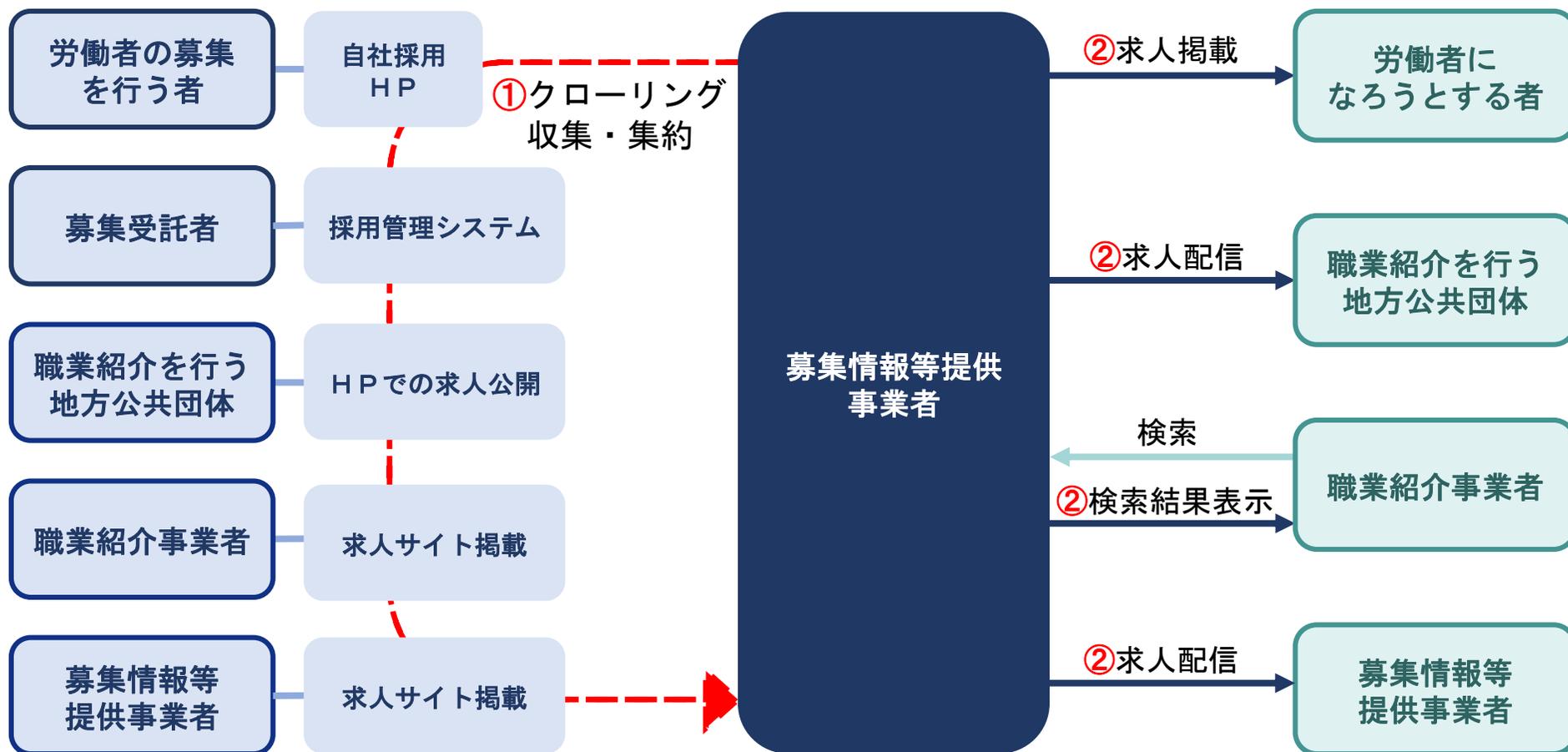
労働者になろうとする者、職業紹介事業者、職業紹介事業を行う地方公共団体、募集情報等提供事業者を行う者からの依頼を受けて、労働者になろうとする者に関する情報を提供する場合



(※) 赤色波線部分は現行の募集情報等提供に該当しないもの。

# 募集情報等提供について③

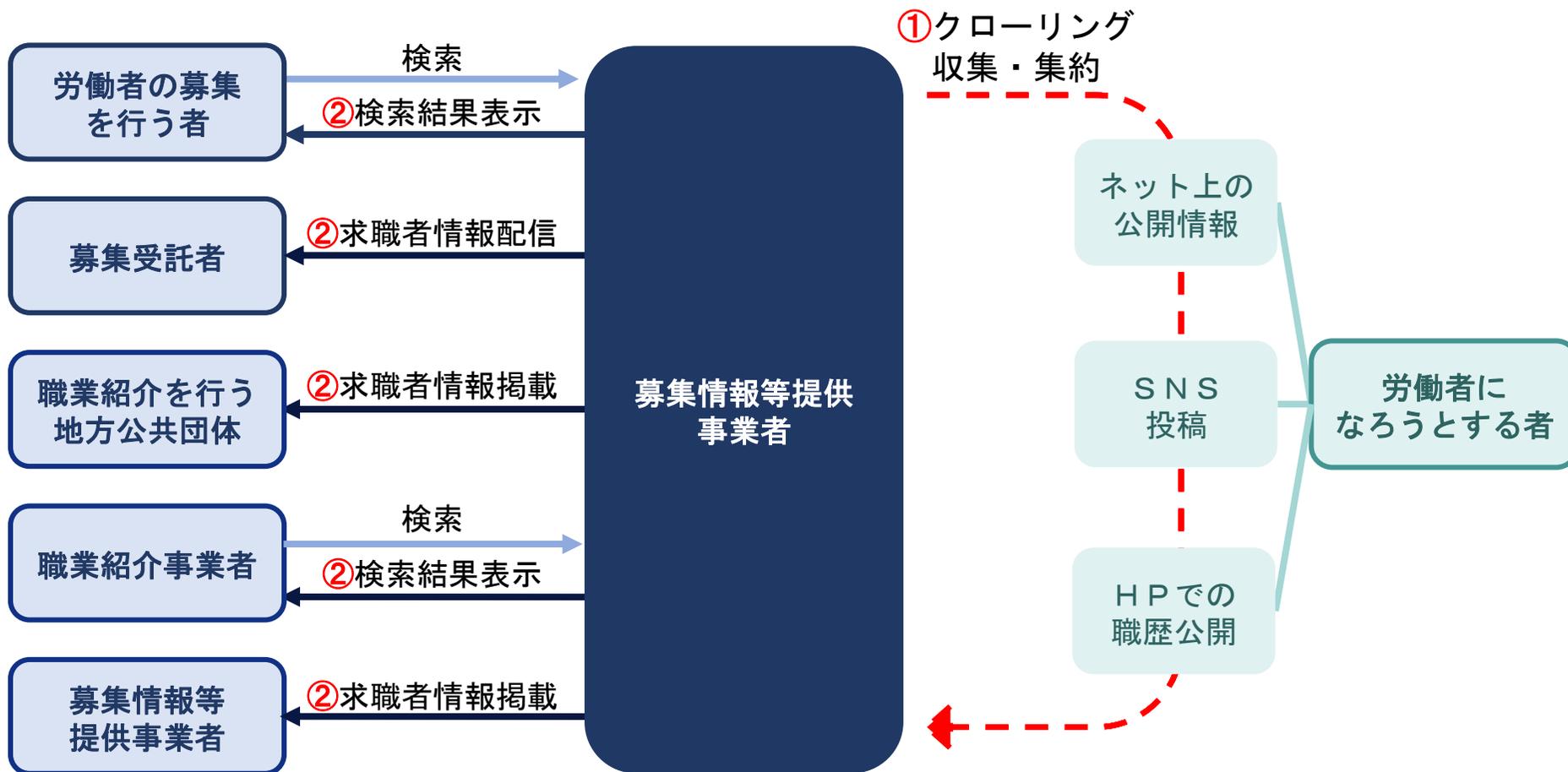
求人・求職のために、自ら収集した 労働者の募集に関する情報を提供する場合



(※) 現行の募集情報等提供には該当しない。

## 募集情報等提供について④

求人・求職のために、自ら収集した 労働者になろうとする者に関する情報を提供する場合



(※) 現行の募集情報等提供には該当しない。